

## NHK 番組改変問題、東京高裁判決、喜んではいられない！

—判決全文を読むと、番組への政治介入の軌跡がよくわかる—

**バウネットは全面勝訴といい、安倍首相も胸を張る、この判決って？**

番組改変訴訟、NHK と「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク（バウネット）との争いに、1月29日、東京高裁は取材協力をしたバウネットの「期待権」を認めて、NHK 側三者（下請け制作会社 NHK エンタープライズ 21、ドキュメンタリージャパン。以下 NEP 及び DJ と略す）に 200 万円の賠償命令を下した。2005 年 1 月、朝日新聞による番組改変には政治家の介入があったという報道、NHK の長井チーフディレクターの番組への政治介入にかかる内部告発の記者会見報道以来、遅まきながら、私も少なからず関心を寄せてきた。政治介入ストップを提唱していた NHK 受信料支払い停止運動の会にも賛同し、この問題の成り行きを見守ってきたつもりである。判決当日の民放の速報では、バウネット共同代表の西野瑠美子さんたちが全面勝訴の垂れ幕を背に喜ぶ声と映像が流され、夕刻には、NHK の即日上告が報じられた。当事者の一方の NHK の夜 7 時のニュースでは、不当判決として即日上告したことを報じ、かつて朝日の記事で名指しされた安倍首相が「この判決で政治介入がなかったことが証明された」と述べる映像が流された。その時点ではバウネットの記者会見の様子のみが映像で流れていたような気がする。9 時のニュースでは、安倍に続いて、中川政調会長の「私は朝日の事実無根の報道による被害者であるのに謝罪がない」という趣旨の発言も流された。判決に対する NHK 「報道資料」では「放送法の趣旨に則り、政治的に公平であることや、意見が対立している問題についてできるだけ多くの論点を明らかにするために、公正な立場で編集を行った」とする NHK だが、そのニュースでは、原告バウネットに取材することもなく、記者会見での発言が流されたわけでもなかった。

それにしても、原告のバウネットの西野さんたちが喜び、安倍首相も胸を張る、といった、この判決って、どういうことなのか。判決当日、遅く帰宅した連れ合いは、運よく高裁の傍聴券を入手、法廷に入った由。記者会見の様子はもちろん知らないが、夜のバウネットの報告集会には参加してきたという。私も、その様子などを聞き、報道用の判決要旨に目を通してみた。が、どうもすっきりと理解できない。そこで、翌朝から新聞やネットのニュースなどを少し丹念に読んでみた。新聞などの社説も出そろい、71 ページにも及ぶ判決文全文も入手できたので通読してみた。

翌日の新聞記事を読んでも、私にはどうも喜べない判決であったのだ。とはいえ、NHK や政治家を相手に 2001 年よりバウネットのメンバーは多くはない支援者とともに戦ってきた活動には敬意を表さねばならない。2005 年 1 月、朝日の記事に続き、NHK 内部からの告発がきっかけになって、世の注目するところとなった経緯を思うと、新聞記者、番組デスクの良心に自らの襟を正さずにはいられない。

**判決の鍵は「期待権」と「編集の自由」**

2001 年 1 月 30 日に放映された番組「ETV2001 戦争をどう裁くか」シリーズ第 2 回「問われる戦時性暴力」において、当初より取材に協力してきた市民団体バウネットが、NHK 側が説明もないまま当初の期待に反する内容の番組に「改編」したのは、取材対象者の期待権を侵害する不法行為にあたり、賠償金の支払いを命じた、のが今回の高裁判決である。ちなみに一番で

は孫請けの番組制作会社 DJ のみに期待権を侵害したとして賠償金の支払いを命じていた。

「期待権」の論理構成が、この判決の鍵のようだ。まず判決では、放送事業者の「編集の自由」は取材の自由、報道の自由の帰結として憲法上も尊重されるべき権利として保障されなければならない、放送法第 3 条の趣旨にも沿い、取材過程を通じて何らかの期待を抱いたとしても、番組の編集、制作が不当に制限されるものではない、とする。これを前提に、期待権の侵害が認められるのは以下の場合に限定する。すなわち「取材の経過などを検討し、取材者と取材対象者の関係を全体的に考慮して、取材者の言動等により取材対象者がそのような期待を抱くのもやむを得ない特段の事情が認められるときは、番組制作者の編集の自由もそれに応じて一定の制約を受け、取材対象者の番組内容に対する期待と信頼が法的に保護されるべきである。このような期待と信頼を故意または過失により侵害する行為は法的利益の違法な侵害として不法行為となると解するのが相当である」と (51～52p. 判決文では「改編」の文字があてられ、私はあえて「改変」と表示している。メディアの多くも「改変」を使用している。引用時のみ「改編」を使用する)。

### 「編集の自由」の放棄と「期待権」の侵害の根源は政治介入だった

この判決のもう一つの論点は、取材者と取材対象者との関係において、打合わせ当初より綿密な取材活動と全面的な取材協力により維持されていた信頼と期待という特段の事情によって生じた「期待権」であったが、それがどのような経過で覆されたのか、である。バウネットの「期待権の侵害」と NHK の「編集の自由の放棄」は、まさに裏腹の関係で、その根源は、度重なる政治介入であったことが明確に浮き彫りにされたのも、この判決であった。その経過は、後ほど時系列でたどってみたい。番組制作、放映の時期は、NHK の放送総局長、国会担当総合企画局長が NHK 予算につき国会の承認を得るため国会議員らに積極的に接触をしている時期で、その際、議員らより番組内容の公正・中立を要請されていた。そのような発言を「必要以上に重く受け止め、その意図を付度してできるだけ当たり障りのないような番組」にすることを考え、番組内容の修正を指示し、幾度となく改編がなされたことが認められている。NHK は、編集の権限を濫用、逸脱して改編を行ったもので、自主性や独立性を内容とする編集権を放棄したものに等しく、よってバウネットの期待権を大きく侵害した、ということを確認している。

判決は、同時に NHK に対してガイドライン「取材相手に伝えていた目的や内容に変更があれば、相手に十分説明しなければならない」における取材協力者への説明義務違反を認めている。変更の説明は、取材に応ずるか否か、あるいは取材協力の程度、範囲の意思決定、自己決定権の要因となりうるものであり、特段の事情があるときに限り、説明義務を認めても報道の自由を侵害したことにはならない、としている。

あわせて、政治家らによる具体的な政治介入があったとは認められない旨も判決は示した。

### メディアの論調は

NHK の政治への弱さを指摘した判決であったとするものが朝日新聞、東京新聞であった (朝日 1 月 30 日社説「NHK 裁かれた政治への弱さ」、東京 1 月 30 日社説「番組改変 NHK 政治との距離を」)。また、編集の自由が憲法上尊重されるべき権利とされたことに理解を示しながらも、期待権により編集の自由が制約され、報道が萎縮する懸念・危険を強調するのが読売新聞、日本経済新聞であり (読売 1 月 30 日社説「報道現場への影響が懸念される」、日経 1 月 30 日社説「NHK 判決の [期待権] に懸念」)、期待権の拡大解釈は編集の自由の制約につながるとしたのが産経新聞

だった(1月31日主張「NHK 訴訟判決[期待権]はおかしい)。毎日新聞には、「政治に弱いNHK」 「[期待権]認める法介入警戒の声も」などの見出しを付す解説記事があった。

### 判決文「事実経過」に見えた政治介入の軌跡

そこで、判決文全文を通読、「事実経過」の部分を読むと、NHK 幹部が外部団体と政治家の行動や発言に敏感に反応し、制作現場がいかに翻弄されてきたかを、幾多の証拠や証言からつぶさに見て取れる。番組制作室を舞台とする、緊迫したデスクッションドラマ、濃密なドラマが展開されていたのである。とくに2001年1月24日から30日夜10時本番までのNHK 幹部と制作スタッフとの攻防は、右翼団体など外部団体の動向、NHK 幹部と国会議員らとの接触が要因となって、追加と削除が繰り返される番組改変の実態を明らかにした。さらに1月29日・30日の48時間、最後は制作スタッフのかかわらぬところでの削除は、通常より3分も短縮された、例を見ない番組として放映されるにいたった。ところどころに証言として再現される直接話法のセリフが決め手となって急展開する場面もある。私の要約でどれほどのことが伝わるか心細い。できれば多くの方に判決全文を読んでいただきたい。

判決文の「第4 争点に対する判断」において、証言を含む証拠により認められた事実を時系列でまとめてみた(8~70p)。以下は、その目次構成と経過表である。

<制作室周辺経過表> \*人名初出時に名前を太字とし、役職名を付した。

2000年8月: NEPのチーフプロデューサー**林**の発案からDJのディレクター**坂上**、チーフプロデューサー**広瀬**、NHKETV2000のチーフプロデューサー**永田**、ETV2000のデスク**長井**らにより進行。

10月24日: DJとバウネットとの打ち合わせ。

11月16日: NHK **教養番組部長吉岡**の了承。

11月21日: **伊東番組制作局長**主催の提案部長会で承認。

12月8日~12日: 「女性国際戦犯法廷」開催、バウネットの全面的取材協力。以降、NHK、NEP、DJにより進行。

2001年

1月24日: 部長試写後の吉岡による改編要請、DJ 広瀬の編集作業離脱。

1月25日: DJは45~46分テープを納入。吉岡の指示に従って、永田・長井による台本修正、撮りなおし。

1月26日: **放送総局長松尾**、**伊東**、**国会担当総合企画担当局長野島**、吉岡、永田らが立会った試写。松尾・野島立会いは異例のことで、予算説明の際、議員と話題になったときのためとされた。女性法廷との距離を保つ、などの改善合意。伊東より女性法廷に批判的意見も入れる指示あり。

1月28日: 秦教授インタビュー・高橋助教授のコメント追加、米山コメント削除、町永アナ法廷解説・疑問の追加、**試写44分**。

1月29日: 夕刻、松尾・伊東・野島・吉岡。永田・長井立会い試写。退室を命じられた永田・長井を除いた四者の協議終了後、削除修正箇所と秦教授コメント追加の指示が伝えられた。

①法廷での日本国・昭和天皇の責任言及部分カット

②ラッセル法廷に匹敵など評価スタジオ発言カット

### ③海外メディアの日本国責任言及部分カット

### ④日本政府責任言及部分カット

永田が、削除が多すぎることと女性法廷反対の秦教授の意見が拡大することに難色を示すと、野島『毒を食らわば皿までだ』と。

1月30日：午前2時、松尾・伊東・吉岡・永田立会い **試写 43分**。

午前9時～編集

午後6時30分43分版完成。伊東・海老沢会長会談後、伊東・松尾、「自民党は甘くなかったわよ」伊東発言、松尾は、元兵士・元慰安婦発言3分間カットを指示。永田は3分の削除を思いとどまるよう要請したが、松尾「責任は私がとる。自分が納得する形で放送をさせてほしい」と強行。午後7時最終編集、**40分版完成**。

1月10時～本番放送。

### <国会議員らとの接触経過表>

2001年

3月25日：NHKの13年度予算が総務大臣に提出、前後して与党衆参両議院議員250名程度有力議員に個別に予算説明を開始。

自民党総務部会議員訪問、「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」に当該シリーズ番組についてどうなっているのかの説明を示唆される。

3月26日：松岡が安倍官房副長官面会取り付ける。

3月29日：午後松尾・野島・松岡新年度予算説明と番組について女性法廷はあくまで素材の一つと説明。安倍は従軍慰安婦問題について持論を展開、NHKは公正中立の立場で報道にすべきと指摘する。

### これから、何を

以上の経過表から、とくに3月25日以降の番組編集におけるNHK幹部と番組スタッフとの攻防と国会議員らとの接触の動向をドッキングさせてみると、政治家の声の発言や示唆が現場にどのように影響したのかが、時間刻みで十分伝ってくるではないか。これが政治介入でなくてなんであろう。

判決は事実経過について、ここまで認めておきながら、具体的にこの場面を削除せよ、との指示がない以上、「介入がなかった」とする部分には、納得しがたいものがある。さらに、予算承認のための議員対策として、250人もの衆参議員に説明に回っている実態を、私などははじめっから知った。その上、NHKはいまだに、この議員対策を「通常業務」として開き直っている点も問題である。安倍首相の「政治介入がなかった」というコメントは、判決の「イイトコ取り」であり、「介入がなかった」の一人歩きが予想されるので、この辺りを正していくとともに、報道の政治からの自由がますます危うい方向に進むなか、その実態を知り、それを食い止める覚悟と活動が問われよう。

(2007年2月7日)